

会 議 録

平成30年度第4回宮古島市教育委員会（定例会・臨時会）

日 時	平成30年7月26日（木） 開会：午後2時08分 閉会：午後4時13分
場 所	城辺庁舎2階インキュベート室
出席委員名	教育長 宮國 博 教育長職務代理者 佐和田 貴美子 委員 野原 敏之 委員 池間 雅昭 委員 中尾 忠祐
欠席委員名	
説 明 員	平良図書館長 湧川 博昭 平良図書館補佐兼奉仕係長 渡久山 博和 平良図書館資料係長 奥平 知恵美 学校教育課長 砂川 修 学校教育課指導係 与那覇 斉 市民スポーツ課長 宮国 泰誠
事務局員	生涯学習部長 下地 明 教育総務課長 下地 美明 教育総務課総務係長 池村 達明
欠席事務局員	教育部長 下地 信男

議案等	件 名	結 果
承認事項	会議録署名委員の指名について	
報 告	会議録の承認について（平成30年度第3回定例会）	承認
議案第14号	教育長報告	—
議案第15号	宮古島市未来創造センターの管理に関する事務を執行するための組織等に関する規則の制定について（継続審議）	可 決
議案第17号	宮古島市未来創造センター長服務規程の制定について（継続審議）	可 決
議案第17号	宮古島市立図書館運営規則の一部改正について（継続審議）	可 決

議案第18号	宮古島市立図書館協議会運営規則の一部改正について(継続審議)	可	決
議案第19号	宮古島市立図書館職員の勤務時間に関する規則の一部改正について(継続審議)	可	決
議案第20号	宮古島市が発行する刊行物等の市立平良図書館への納入に関する要綱の一部改正について(継続審議)	可	決
議案第22号	平成31年度宮古島市立学校使用教科書の採択について	可	決
報 告	宮古島市立幼・小・中学校普通教室等空調設備設置計画及び運用指針について	—	
そ の 他	宮古島市体育施設指定管理者導入について	—	

備 考		
-----	--	--

会 議 録

教育長	これより、平成30年度第4回定例教育委員会を開催します。 本日は全員出席です。
教育長	それでは、日程第1 会議録署名委員の指名であります。本日の会議録署名委員に、野原敏之委員を指名します。よろしくお願い致します。
教育長	次に、日程第2、会議録の承認となっております。 平成30年度第3回定例会の会議録です。しばらく時間をおきますので、確認をお願いします。 (質疑なし)
教育長	平成30年度第3回定例会会議録については承認といたします。 続きまして日程第3 教育長報告となっております。事務局より報告をお願いします。
教育総務課長	※別紙 教育長報告（本日までの主な経過報告）について読み上げて報告。
教育長	教育長報告について、詳細に聞きたいことなどがありましたら お願いします。 ・伊良部小中一貫校視察について（進捗状況）
教育長	次に、日程第4 議案第14号 宮古島市未来創造センターの管理に関する事務を執行するための組織等に関する規則の制定について説明をお願いします。
平良図書館長	議案第14号 宮古島市未来創造センターの管理に関する事務を執行するための組織等に関する規則の制定について、読みあげて説明。
教育長	議案第14号について説明が終わりました。前回からの継続審議案件です。継続審議となった経緯の整理をお願いします。

教育総務課長

今回は、条例案も含めての提案でしたが、条例案を先に審議し可決して頂きました。条例を可決してから他の規則をとということだったのでありますが、議案も多く時間的にも審議が難しくなったものですから、継続審議として頂いて持ち帰って規則等の中身を見てもらって、今回もう一度やろうと言うことで継続審議になっております。

教育長

委員の先生方には、議案については持ち帰りをお願いして、研究を深めて頂きました。議案第14号について、このように制定していく事について、お諮りしたいと思います。質疑のある方はお願いします。

(質疑なし)

教育長

では、議案第14号 宮古島市未来創造センターの管理に関する事務を執行するための組織等に関する規則の制定について、原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なし)

教育長

議案第14号については可決と致します。

次に、日程第5 議案第15号 宮古島市未来創造センター長服務規程の制定について説明をお願いします。

平良図書館長

議案第15号 宮古島市未来創造センター長服務規程の制定について、読みあげて説明。

教育長

議案第15号について質疑のある方はお願いします。

池間委員

この規定は、非常勤のセンター長についての規程ですが、常勤のセンター長の場合の事務決裁等、生涯学習部長との関係性も含めて説明をお願いします。

平良図書館長

非常勤センター長の場合は、庶務・人事・工事・財務に関する事項は、センター長を通らず直接各館長から生涯学習部長へ行きます。

池間委員

非常勤の場合は良いと思うが、常勤の場合はセンター長は部長

クラスと言うことなので、そのあたりはどうなるのか。

平良図書館長

部長級でも参事や次長がありますが、今考えているのは、参事という位置づけと考えています。

池間委員

次長や参事、主幹などは決裁権はあるのか。

教育総務課長

特命事項についてはあります。それは辞令の中で記載します。

池間委員

予算も絡んでくると思うので、しっかりとやってほしいと思います。

教育長

では、議案第15号 宮古島市未来創造センター長服務規程の制定について、原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なし)

教育長

議案第15号については可決と致します。

次に、日程第6 議案第17号 宮古島市立図書館運営規則の一部改正について説明をお願いします。

平良図書館長

日程第6 議案第17号 宮古島市立図書館運営規則の一部改正について、新旧対照表と併せて説明。

教育長

議案第17号について質疑のある方はお願いします。

中尾委員

宮古島市立図書館利用カードについて、休館日の欄に月曜日が祝祭日の場合はその翌日もと言うように記載した方がいいと思います。

平良図書館長

この様式については、もう少し見やすいようにしていきたいと思います。

教育長

では、議案第17号 宮古島市立図書館運営規則の一部改正について、原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なし)

教育長

議案第17号については可決と致します。

次に、日程第7 議案第18号 宮古島市立図書館協議会運営規則の一部改正について説明をお願いします。

平良図書館長

日程第7 議案第18号 宮古島市立図書館協議会運営規則の一部改正について、新旧対照表と併せて説明。

教育長

議案第18号について質疑のある方はお願いします。

(質疑なし)

教育長

では、議案第18号 宮古島市立図書館協議会運営規則の一部改正について、原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なし)

教育長

議案第18号については可決と致します。

次に、日程第8 議案第19号 宮古島市立図書館職員の勤務時間に関する規則の一部改正について説明をお願いします。

平良図書館長

日程第8 議案第19号 宮古島市立図書館職員の勤務時間に関する規則の一部改正について、新旧対照表と併せて説明。

教育長

議案第19号について質疑のある方はお願いします。

(質疑なし)

教育長

では、議案第19号 宮古島市立図書館職員の勤務時間に関する規則の一部改正について、原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なし)

教育長

議案第19号については可決と致します。

次に、日程第9 議案第20号 宮古島市が発行する刊行物等の市立平良図書館への納入に関する要綱の一部改正について、説明をお願いします。

平良図書館長

日程第9 議案第20号 宮古島市が発行する刊行物等の市立平

良図書館への納入に関する要綱の一部改正について、新旧対照表と併せて説明。

教育長

議案第20号について質疑のある方はお願いします。

(質疑なし)

教育長

では、議案第20号 宮古島市が発行する刊行物等の市立平良図書館への納入に関する要綱の一部改正について、原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なし)

教育長

議案第20号については可決と致します。
しばらく休憩します。

(休憩：午後3時00分)

教育長

再開します。

(再開：午前3時10分)

次に、日程第10 議案第22号 平成31年度宮古島市立学校使用教科書の採択について、説明をお願いします。

学校教育課長

日程第10 議案第22号 平成31年度宮古島市立学校使用教科書の採択について、関連資料と併せて説明。

教育長

議案第22号について質疑のある方はお願いします。

佐和田委員

推薦の理由などを読んでみても、これで良いと思います。

教育長

では、議案第22号 平成31年度宮古島市立学校使用教科書の採択について、原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なし)

教育長

議案第22号については可決と致します。

次に、日程第11 報告 宮古島市立幼・小・中学校普通教室等空調設備設置計画及び運用指針について、説明をお願いします。

教育総務課長

日程第11 報告 宮古島市立幼・小・中学校普通教室等空調設

	備設置計画及び運用指針について、第1回～第2回検討委員会の概要を説明後、読みあげて説明。
教育長	説明が終わりました。この計画に沿って空調を設置して参ります。
池間委員	予算的には大丈夫ですか。
教育総務課長	6月議会の補正予算でこの学校数分の実施設計費は可決されていますので、これから入札、そして31年度分の予算を当初予算で要求していくと言うことで、財政課とも調整済みです。
佐和田委員	佐良浜幼稚園が32年度に設置となっていますが、ここがこども園になると言うことですか。
教育総務課長	伊良部地区が先にこども園としてスタートして、佐良浜は幼稚園と保育所がしばらく存続してその後という計画です。
教育長	現状を踏まえての計画ですので、2カ年ですので大きな変化はないと思いますが、統廃合の進み具合や変化には臨機応変に対応していきます。 次に、日程第12 その他 宮古島市体育施設指定管理者導入について、説明をお願いします。
市民スポーツ課長	日程第12 その他 宮古島市体育施設指定管理者導入について、施設利用者数資料と併せて説明。
中尾委員	上野体育館の年間支出が他の施設と比べて高額な理由は。
市民スポーツ課長	他の施設に比べて支出が大きいのは、事務管理の賃金や陸上競技場を含めた周辺の清掃などの賃金、また広さも総合体育館とほぼ同じ面積を有していますので浄化槽や警備などが、他の施設大きく変わってくるところです。
池間委員	集中改革プランではどうなっているか。
市民スポーツ課長	集中改革プランでは平成30年度で指定管理に移行するというのが総合体育館ほか5施設で、残りについては廃止にするか用途

変更を決定するというのが今年度の計画となっております。

池間委員

合併前の旧町村関係の施設で地理的な関係もあるし、市民利用の観点からもすぐに廃止しますとはいいづらいのではないか。

市民スポーツ
課長

おっしゃるとおりですが、現段階での市の方針ですので、いかに進めるかと言うのは取り組まないといけないと考えています。

池間委員

他の学区の陸上競技大会などは小学校あるいは中学校のグラウンドを利用していますよね。

教育総務課長

城辺地区も、福嶺・砂川・西城は学区の行事は学校の体育館だったり運動場で行っています。城辺学区・下地学区・上野学区が競技場や体育館を利用しているということです。

市民スポーツ
課長

平良地区でもそれぞれ各地域の学校の体育館や運動場で学区の競技会などを行っています。合併して市町村対抗ではなくて学区対抗になっているので、そういうかたちになっています。

池間委員

ここに書いてある城辺、下地、上野なども同じように学校を利用すればなくてもいいという事になるか。

教育総務課長

別の学区でも出来ているので出来ないことはないと思いますが、今までやってきた施設ですので、それが無くなることには関しては難しいところもあると思います。

池間委員

代替施設、代替案もあるのであれば、あとは費用対効果の問題になるのではないか。

教育長

行革によって整理していく施設になっている訳ですが、今我々が議論するのは指定管理をどの範囲までとするかと言うことです。

市民スポーツ
課長

トータルとしての維持管理費は変わらないんですね。ただ、市民が利用するときには5つの施設は指定管理者が受付して、他の例えば下地の競技場を使いたいときにも城辺の教育委員会まで来てもらって手続きするのか、そういった事も懸念されるので、一括でやって後から整理するものは整理する、5つだけやって残りは

すぐ廃止か用途変更していくという選択肢があるということですので。

中尾委員

今、例えば下地や上野の施設を使いたい場合はどこに申し込むんですか。

市民スポーツ
課長

総合体育館です。以前は支所でも受付していたんですが、分室がなくなったときに市民スポーツ課に窓口を一本化しました。そして今度指定管理を導入するにあたってどうするのかということなんです。

教育長

市民がどこに行けば良いのか戸惑うと言う事が問題ですね。しばらくは市民には不便を来してしまう。今は暫定的なものです。

池間委員

5つの施設を指定管理にして、残りは市民スポーツ課で受け付けて、徐々に段階的に無くしていく、あるいは指定管理にという方向で良いんじゃないですか。

中尾委員

料金の徴収方法はどうなっていますか。

市民スポーツ
課長

全て総合体育館でやっています。

中尾委員

受付方法を直接申し込む以外に改善は出来ないんですか。

市民スポーツ
課長

市のホームページから申請書はダウンロードできます。FAX等で申し込んでも、後日、押印された原本を提出していただいています。

中尾委員

申請方法をもう少し簡素化するというのも手かと思うんですが、そのとき困るのは料金をどう徴収するかということになるかと思っています。そのあたりの仕組みをしっかりと作ればと思うんですが。

教育長

申請の簡素化に関しては、例えば合宿を組むと言ったときに色んな業界が介在しており、申請する際にパソコンを利用してと言う事にはならない場合が多く、しっかりとした印鑑をもっていな

いと具合が悪いという事もあるし、きわめて難しい問題です。

まとめとして、我々が予定している指定管理は5箇所、残りの施設は行革の中で廃止なり縮小なりが動いていく中で整理しているという考え方でいかがですか。市の体育施設が全部整理できて指定管理に移行するまでのある一定期間、調整機関が必要と言うことですね。

(異議なし)

以上をもちまして本日の日程はすべて終了しました。これで第4回定例会を閉会とします。お疲れ様でした。

教育長

教育長

宮 岡 博 

会議録署名委員

野原 敏之 